

受給資格者 様

南砺市総合政策部 こども課長

## 児童扶養手当現況届及び ひとり親家庭等医療費助成現況届の提出について

児童扶養手当受給資格者（支給停止中を含む）の方、及びひとり親家庭等医療費助成の受給資格者の方は、毎年8月中に現況届等の提出が必要です。届出がない場合は11月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ずご本人がお越しのうえ、手続きくださいますようお願いいたします。

記

### 1. 受付期間・場所

**期 間：令和7年8月1日（金）～8月29日（金）**

（土・日・祝日を除く ※お盆期間も通常通り開庁しています。）

時 間：午前8時30分～午後5時15分（火曜日のみ午後7時まで）

場 所：こども課 南砺市役所（福光本庁舎1階）南砺市荒木1550番地

※正午から午後1時、午後4時以降、及び火曜延長の時間帯は混み合います。  
その場合はお待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

### 2. 持参していただくもの

- (1) 児童扶養手当証書（水色A5サイズ。現在支給停止中の方は不要）
- (2) ひとり親医療費助成現況届（同封の用紙）
- (3) 加入している健康保険証を親子全員分  
（医療費助成用に親と対象の子どもの分が必要）
- (4) 養育費等に関する申告書（同封してある方のみ）
- (5) 児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届（同封してある方のみ）

#### 受給者が公的年金等を受給している場合

- (6) 公的年金等の受給額が分かるもの  
（年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書など）

#### 受給者と対象児童が住所を別にしている場合

- (7) 別居監護申立書  
（児童の住所が市外の場合、児童の属する世帯全員の住民票の添付が必要）

#### 外国人の方

- (8) 在留カード

※現況届には勤務先の名前、電話番号、住所等を記載する欄があります。あらかじめご準備ください。

※ご注意ください！※

本人、扶養義務者で令和6年中の所得が未申告の方は、申告をしていただく必要があります。現況届提出時に未申告の場合は、申告をお願いすることがありますので、可能な限り提出前に所得の申告をしておいてください。

～休職中の方や、転職をお考えの方へ～

現況届期間中の8月22日（金）に、ハローワークの相談員による就労相談窓口を設置しておりますので、相談をご希望の方は同封のチラシをご確認ください。

【事務担当】南砺市総合政策部 こども課 森川、山崎

TEL 0763-23-2010